

# 令和2年度 厚生労働省 母子保健指導者養成研修 研修2. 予期せぬ妊娠に対する支援に関する研修

研修2. 予期せぬ妊娠に対する支援に関する研修  
事例発表②

令和2年度 厚生労働省 母子保健指導者養成研修  
2. 予期せぬ妊娠に対する支援に関する研修  
自治体・事業委託先施設による事例発表

「にんしん」をきっかけに、  
誰もが孤立することなく、自分自身として、  
自由にしあわせに生きていくことができる社会へ

「にんしん」にまつわるすべての「困った」「どうしよう」に寄り添います  
NPO法人 ビッコラーレ 中島かおり

1

妊娠葛藤相談窓口

4

特定非営利活動法人 ビッコラーレ 団体概要

代表 中島 かおり  
設立 2016年3月 一般社団法人 にんしんSOS東京を設立  
2018年11月 特定非営利活動法人 ビッコラーレを設立  
2019年4月 一般社団法人 にんしんSOS東京より特定非営利活動法人 ビッコラーレにすべての事業を移管し運営を開始

相談支援員数 34名

事業内容

1. 妊娠葛藤相談事業：「思いがけない妊娠」など、妊娠葛藤を抱える相談者とその関係者を対象とした継続的相談ができる窓口開設と支援活動の実施。
2. 調査研究・政策提言事業：妊娠葛藤という社会課題解決に向けた政策提言や相談データをもとにした白書作成の実施。
3. 居場所づくり事業(project HOME)：居所のない妊婦のための居場所の提供
4. 研修・啓発事業：妊娠葛藤の背景にある様々な社会課題の解決に向け、支援者の養成や啓発活動の実施。

5

特定妊婦  
若年妊娠  
困窮や孤立

「妊娠したかも...どうしよう」  
妊娠していたが受診する費用がない

女性健康支援センター(保健センター)

保健師らが医療機関に同行受診  
初回妊娠確定診察費は公費(約1万円)

妊娠を誰にも知られたくない妊婦には  
支援が届かない。

子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第15次報告)より

6

2020年度 ビッコラーレの事業 全体像

妊娠葛藤相談窓口に寄せられる声を聞くことによって見えてきた「課題」解決へ向けての取り組みとして、新たに3つの事業を開始

- ① 妊娠葛藤相談窓口
- ② 調査研究 政策提言  
妊娠葛藤を社会課題として可視化するための白書作成(2020年12月完成予定)
- ③ project HOME  
居所を持たない妊婦への安心・安全な居場所づくりピコの保健室
- ④ 研修 啓発  
妊娠葛藤相談窓口の普及 妊娠葛藤相談支援員のスキルアップ

7

内閣府の「切れ目ない支援」のスタートライン  
「母子手帳交付」の場  
超ハイリスクな 特定妊婦 はその場に現れない  
支援に繋がるのが難しい。

「妊娠したかも…」という時から繋がる仕組みが必要

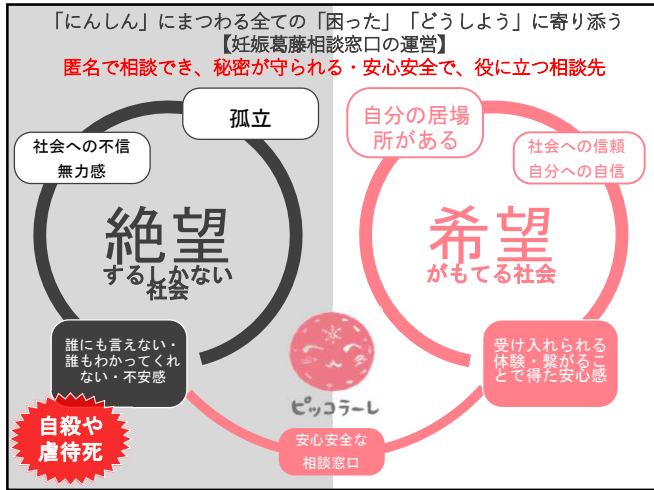
特定妊婦とは  
出産後の子どもの養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のことをいう。  
(児童福祉法第6条3第5項)

特定妊婦の背景  
妊婦自身が要保護児童であることも多い

若年  
経済的問題 妊娠葛藤(思いがけない妊娠) 母子健康手帳未発行 妊娠後期の妊娠届 妊婦健康診査未受診等 妊婦の精神疾患 支援者の不在 など

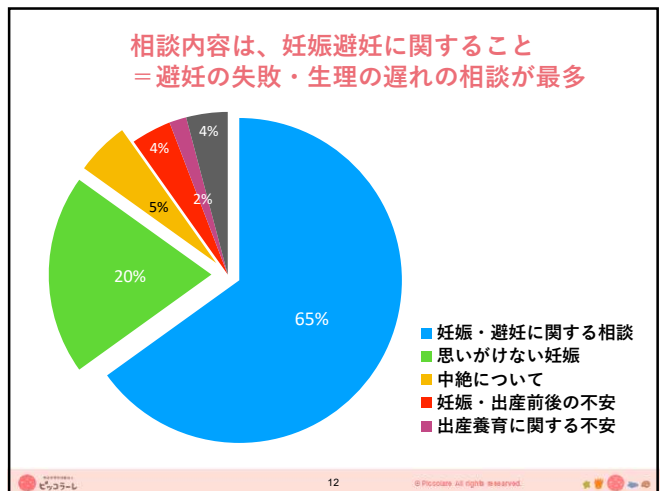
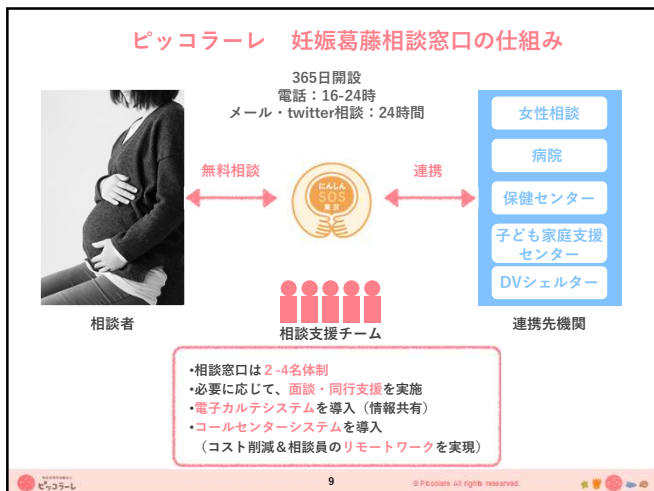
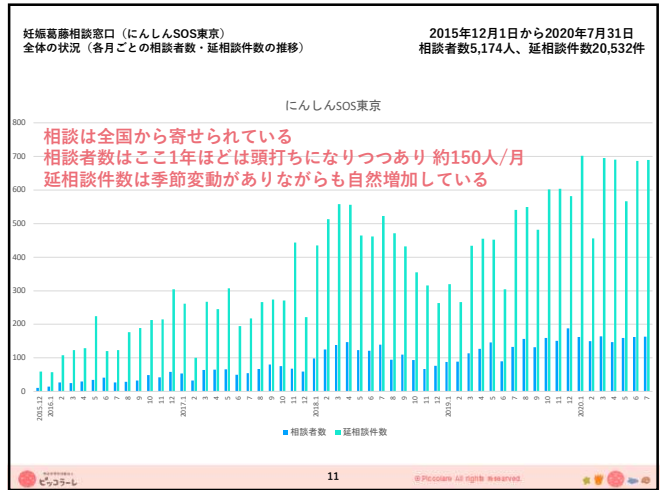
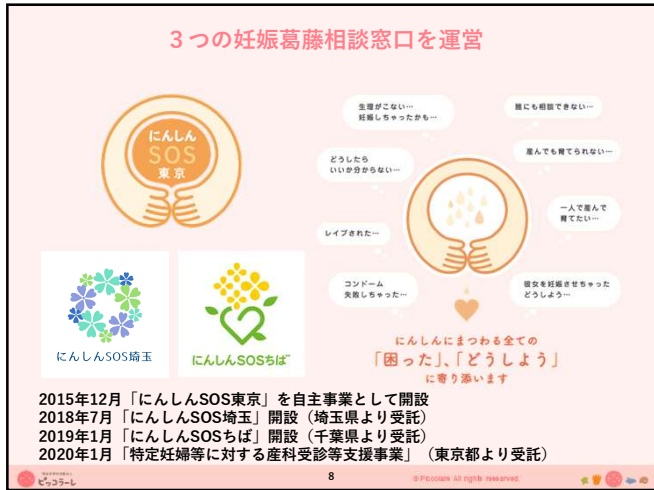
8

令和2年度 厚生労働省  
母子保健指導者養成研修  
研修2. 予期せぬ妊娠に対する支援に関する研修



多様な資格を持つ相談支援員で構成

資格タイプ	人数	医療（産科領域）	福祉	心理・精神
助産師	13	●		
看護師	15	●		●
保健師	5	●	●	
医師	1	●		●
社会福祉士	11		●	●
保育士	3		●	
教員	2		●	
精神保健福祉士	1		●	●
公認心理師	2		●	●
臨床心理師	1		●	●



# 令和2年度 厚生労働省 母子保健指導者養成研修 研修2. 予期せぬ妊娠に対する支援に関する研修

平成31年3月15日 第2回 妊産婦に対する保健・医療体制の在り方に関する検討会 参考資料3

### 女性健康支援センター事業

○事業の目的  
思春期から更年期に至る女性を対象とし、各ライフステージに応じた身体的・精神的な悩みに関する相談指導や、相談指導を行う相談員の研修を実施し、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ることを目的とする。

○対象者  
思春期、妊娠、出産、更年期等の各ライフステージに応じた相談を希望する者  
(不妊相談、望まない妊娠、メンタルヘルスケア、性感染症の対応を含む)

○事業内容  
(1)身体的、精神的な悩みを有する女性に対する相談指導  
(2)相談指導を行う相談員の研修養成  
(3)相談体制の向上に関する検討会の設置  
(4)妊娠に悩む者に対する専任相談員の配置  
(5)(特に妊娠に悩む者)が、女性健康支援センターの所在等を容易に把握することができるよう、その所在地及び連絡先を記載したリーフレット等を作成し、対象者が訪れやすい店舗等で配布する等広報活動を積極的に実施  
(6)特定妊婦等に対する産科受診等支援(平成31年度予算案から計上)

○実施担当者・・・医師、保健師又は助産師等


○実施場所(実施主体:都道府県・指定都市・中核市)  
全国73カ所(平成30年7月1日時点) ※自治体単独13カ所  
47都道府県、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市長岡市、新潟市、金沢市、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、名古屋市、京都府、大阪府、堺市、神戸市、広島県、北九州市、福岡県、八戸市、盛岡市、秋田市、青森市、八王子市、鳥取市、倉敷市、久米市、高松市

○予算額等 平成31年度予算案 113百万円  
(平成30年度基準額148,900円×実施月数)(補助率 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2)  
(夜間・休日加算の施設)

○相談実績  
平成28年度:53,129件(内訳:電話31,731件、面接16,052件、メール4,039件、その他1,307件)

○相談内容  
・女性の心身に関する相談(28,107件) ・不妊に関する相談(11,462件) ・思春期の健康相談(8,774件)  
・妊娠・避妊に関する相談(8,525件) ・メンタルケア(11,859件) ・婦人科疾患・更年期障害(819件) ・性感染症等(819件)

### 実際に寄せられた相談から



Aさん19歳 メールでの相談:  
小さい頃から親に暴力を振るわれていて、今は家を出して暮らしています。もう半年以上生理がきません。無理矢理中に出された為避妊ができておらずその時の子だと思いません。日にお腹が大きくなり、どうしていいのか怖いです。子どもは産みたくないです、助けてください。

平成31年2月15日 第2回 妊産婦に対する保健・医療体制の在り方に関する検討会 参考資料3

### 特定妊婦等に対する産科受診等支援(案) ＜女性健康支援センター事業の拡充＞

○事業の目的  
妊娠・出産について周囲に相談できずに悩む者については、予期しない妊娠、経済的困難、社会的孤立、DVなどの様々な背景があり、妊婦健診未受診での分娩や0歳0日での虐待死に至る場合があるなど、妊娠前から支援することが重要である。  
このため、予期せぬ妊娠等の相談対応を行う女性健康支援センターにおいて、特定妊婦と疑われる者を把握した場合には、医療機関等への同行支援等を行うことによりその状況を確認し、関係機関へ確実につなぐ体制を整備する。

○事業内容  
○実施主体・・・女性健康支援センター事業を実施する都道府県、指定都市、中核市(医療法人その他の機関又は団体に委託することが可能)

○対象者  
特定妊婦と疑われる者  
(特定妊婦:出産後の養育について出産前において支援を行うことが必要と認められる妊婦(児童福祉法第6条の3第5項))

○事業内容  
女性健康支援センターにおいて、予期せぬ妊娠等により妊娠に悩む者を把握した場合には、面談・訪問相談等によりその状況を確認し、関係機関と連携を行うとともに、産科受診等が困難な特定妊婦と疑われる場合には、産科等医療機関への同行支援や初回産科受診料に対する助成等を行う。※特定妊婦と疑われる者のうち、支援の必要が認められると自治体が判断する者

○実施担当者・・・保健師、看護師又は助産師等

○予算額等・・・平成31年度予算案 113百万円(女性健康支援センター事業)の内数  
(補助率 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2)

(イメージ)  
予期せぬ妊娠相談(女性健康支援センター) → 必要に応じて面談・訪問相談実施(対象者との信頼関係の構築) → 産科受診等が困難な特定妊婦と疑われる者 → 産科受診等支援 ※特定妊婦と疑われる者のうち、支援の必要が認められる自治体で判断する者について、医療機関における妊婦判定にかかる費用を補助  
↓ 連携 ↓  
子育て世代包括支援センター、要保護児童対策地域協議会等関係機関

### 長期的支援の流れ

- ① 始まり Aさんから相談メールが入る
- ② 面談 保健センター・病院受診同行
- ③ メール相談 病院:体調急変し救急搬送  
継続 シェルター:入所の検討  
特別養子縁組支援団体:出産後の児の養育困難
- ④ 面談2 福祉事務所・女性相談窓口へ同行
- ⑤ 面談3 民間シェルター見学に同行するが出産までの居場所の確保困難
- ⑥ 居所定まらない 出産後は児童相談所へ、その後母とは連絡取れず  
まま出産

オンラインでの相談から  
対面による相談  
信頼関係構築  
関連機関との連携・調整  
妊娠以外のリスクアセスメント  
未来のリスクへの対応

### 特定妊婦支援の実際

妊娠葛藤相談窓口 → にんしんSOS東京

行政窓口: 女性相談、福祉事務所、子ども家庭支援センター、児童相談所

支援制度: 母子生活支援施設、婦人保護施設、生活保護、入院助産、母子手帳交付、病院受診同行、要保護児童対策地域協議会

### 長期的支援の流れ①

- ① 始まり Aさんから相談メールが入る

- ・初回の面談に至るまでの間、メールでのやりとりは計30回以上/2週間
- ・徐々に自己開示があり、住んでいる地域の保健センターにつながる。

→虐待が背景にある  
未成年、妊娠週数が進んでいて出産以外の選択肢なし、養育困難  
衣食住の課題あり、パートナーからのDVあり

# 令和2年度 厚生労働省 母子保健指導者養成研修 研修2. 予期せぬ妊娠に対する支援に関する研修

## 長期的支援の流れ②

② 面談

Aさんに直接会う  
保健センターへ同行  
病院受診同行

生育歴の中で、施設に対するネガティブな感情強い。  
母子手帳発行、妊婦検診受診 **（産科受診同行支援制度利用）**

© Piccolare All rights reserved.

## 長期的支援の流れ⑥

⑥ 居所定まらない  
まま出産

シェルター入所したがその後友人宅へ  
そして出産後は児童相談所へ、  
その後生母とは連絡取れず

© Piccolare All rights reserved.

## 長期的支援の流れ③

③ メール相談  
継続

病院：体調急変し救急搬送  
シェルター：入所の検討  
特別養子縁組支援団体：出産後の児の養育困難

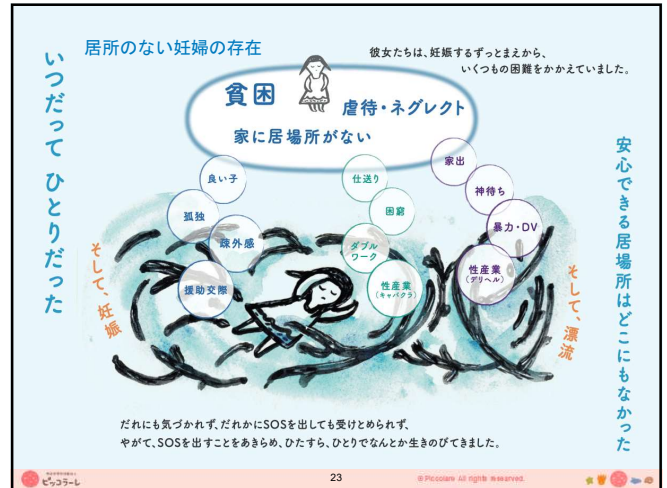
同居人のDVへの気づきあり。安全な居場所を求める。

保健センターは、児相と連携 **（要保護児童対策地域協議会）**。  
婦人相談、婦人保護施設への入所も視野に入れ、  
生活保護の必要性認識し調整中。

ピッコラーレにできることは  
連携先との関係性構築のサポート、携帯電話の貸与、日用品支援

**これまでの経験から支援を受けることへの拒否感・不信感強いまま**

© Piccolare All rights reserved.



## 長期的支援の流れ④⑤

④ 面談2

福祉事務所・女性相談窓口へ同行

生活保護、入院助産手続き実施

今後の居所について相談するが、  
施設入所については拒否感強く、居所の確保難航

⑤ 面談3

民間シェルター見学へ同行

本人の意思と支援者の方針の不一致、信頼関係構築の難しさ、  
連絡手段が限られており、面談の機会もなかなか得られず。

© Piccolare All rights reserved.

## 誰のためのHOME？

「この子が使える支援は何もない」



© Piccolare All rights reserved.

# 令和2年度 厚生労働省 母子保健指導者養成研修 研修2. 予期せぬ妊娠に対する支援に関する研修

